

藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 藤沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の目的）

第2条 部会は、会議において必要と認める特定の分野に関し意見交換を行い、計画策定に資するとともに具体的、専門的事項を調査検討する。

（部会）

第3条 部会は、別表に定めるとおりとする。

（部会の公開）

第4条 部会は、公開するものとする。ただし、部会の内容が藤沢市情報公開条例第30条第1項第1号から第3号までに該当する場合は、この限りでない。

（会議と部会の関係）

第5条 部会での決定事項は、会議の議を経て確定するものとする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

（参考人の出席）

第6条 必要があると認めるときは、部会の委員以外の参考人を部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会の委員等の報酬）

第7条 部会の委員等の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和31年条例第36号）の定めるところによる。

（廃止及び休止）

第8条 会議で部会廃止又は休止の決議がなされたときは、部会を廃止又は休止するものとする。

（庶務）

第9条 部会の庶務は、子ども青少年部子育て企画課において処理する。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会において審議し、会議の議を経て定める。

附 則

この要領は、平成30年7月4日から施行する。

別表

番号	部会	所掌事項
1	(仮称) 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査・計画策定部会	(1) 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 (2) 子どもの貧困対策に係る福祉施策・教育施策等の方向性 (3) (仮称) 子どもの貧困対策に係る事業計画の策定